平成 26 年度税制改正に関する提言

平成 25 年 11 月 6 日 全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実強化全般について

- 1 国と地方の税源配分については、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税源の充実強化を図ること。その際には、地方消費税の充実などにより税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 2 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実強化するため、地方財政計画に福祉・医療など社会保障関係経費を始め、増加する地方の財政需要を適切に反映させるとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要額全額を確保できるよう地方交付税の原資となっている国税5税の法定率を引き上げ、地方交付税総額を増額すること。

個別項目について

- 1 自主的な避難も含め、東日本大震災における原子力発電所事故により避難を余儀なくされている住民が一日も早く故郷に戻り、元の生活を取り戻せるよう、地方税の非課税・減免について、国の責任において確実に実施すること。
- 2 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、地方に減収が 生じないよう安定的な代替の税財源を確保すること。
- 3 地方法人課税の在り方の見直しに当たっては、税源の偏在性が少なく税収 が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 投資減税や法人関係税の実効税率引下げの議論を行う場合には、地方財政 に影響を与えることのないよう、必要な地方税財源を確保すること。
- 5 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 6 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄附金については、 税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の1割」という限度額を 時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう寄附金控除 制度の充実を図ること。

- 7 基地交付金等の所要額を確保すること。
- 8 農林漁業用のA重油に対する石油石炭税の免税・還付措置を延長すること。
- 9 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する仕組みを構築すること。
- 10 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。